省令

○経済産業省令第七十六号

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十六号）の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十七条の四第一項第二号及び第五十七条並びに高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第三項第四号の規定に基づき、冷凍保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十日

経済産業大臣　萩生田光一

冷凍保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令

（冷凍保安規則の一部改正）

第一条　冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義）	（用語の定義）
第二条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　不活性ガス　ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）	三　不活性ガス　ヘリウム、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）
三の二～七　［略］	三の二～七　［略］
2　［略］	2　［略］
（冷凍保安責任者の選任等）	（冷凍保安責任者の選任等）
第三十六条　［略］	**第三十六条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　法第二十七条の四第一項第二号に規定する冷凍保安責任者を選任する必要のない第二種製造者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。	3　法第二十七条の四第一項第二号に規定する冷凍保安責任者を選任する必要のない第二種製造者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
一　冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン以上（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）又は空気にあつては、二十トン以上。アンモニア又はフルオロカーボン（可燃性ガスに限る。）にあつては、五トン以上二十トン未満。）のものを使用して高圧ガスを製造する者	一　冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン以上（二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）にあつては、二十トン以上。アンモニア又はフルオロカーボン（可燃性ガスに限る。）にあつては、五トン以上二十トン未満。）のものを使用して高圧ガスを製造する者
二　［略］	二　［略］
（冷凍設備に用いる機器の指定）	（冷凍設備に用いる機器の指定）
第六十三条　法第五十七条の経済産業省令で定めるものは、もつぱら冷凍設備に用いる機器（以下単に「機器」という。）であつて、一日の冷凍能力が三トン以上（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）又は空気にあつては、五トン以上。）の冷凍機とする。	**第六十三条**　法第五十七条の経済産業省令で定めるものは、もつぱら冷凍設備に用いる機器（以下単に「機器」という。）であつて、一日の冷凍能力が三トン以上（二酸化炭素及びフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）にあつては、五トン以上。）の冷凍機とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。